

## 久留米市公告第35号

令和8年度久留米市医療的ケア児保育支援事業業務について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年1月29日

久留米市長 原口 新五

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名：令和8年度久留米市医療的ケア児保育支援事業業務
- (2) 履行場所：本市が指定する場所
- (3) 業務内容：別紙「令和8年度久留米市医療的ケア児保育支援事業業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結日から令和9年3月31日まで
- (5) 予定価格：15,638,779円（税込）
- (6) 最低制限価格：なし
- (7) 支払条件：前金払いや部分払いなし

### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税等（法人税又は所得税及び消費税及び地方消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
  - ア 久留米市内 県税及び市税
  - イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされ

ている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- （7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- （8）介護保険法における指定を受けている訪問看護事業所（以下「事業所」という。）を有する法人であること。
- （9）事業所が、過去3年以内に乳幼児に対する医療的ケアの実施実績があること。
- （10）事業所が、現に常勤の看護師を2人以上雇用又は登録等をしており、別紙仕様書に定める乳幼児に対する医療的ケアを実施することができる看護師を常時1人以上配置できること。

### 3 契約条項を示す場所

1 4 事務局に示す。

### 4 仕様書等の配布場所及び配布期間

- （1）配布場所：久留米市庁舎16階 子ども未来部子ども保育課窓口及び久留米市（子ども未来部子ども保育課）ホームページ（ダウンロード可）
- （2）配布期間：公告の日から令和8年2月6日（金）まで  
※ 窓口での入手の場合は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。

### 5 質問受付期間及び受付場所

- （1）資格確認の内容に関する質問
  - ① 受付期間：公告の翌日から令和8年2月4日（水）正午まで
  - ② 受付場所：子ども未来部子ども保育課
  - ③ 質問はFAX（0942-30-9718）又は電話（0942-30-9025）で行うこと。
  - ④ 質問に対する回答：質問者に隨時回答
- （2）入札の方法、仕様書の内容など資格確認の内容以外に関する質問
  - ① 受付期間：公告の翌日から令和8年2月19日（木）正午まで
  - ② 受付場所：子ども未来部子ども保育課
  - ③ 質問はFAX（0942-30-9718）又は電話（0942-30-9025）で行うこと。
  - ④ 質問に対する回答  
令和8年2月20日（金）までに質問者にFAXまたは電子メールで回答。

ただし、質問内容によっては久留米市公式ホームページに掲載することもあるので、注意すること。

## 6 入札参加必要書類

### (1) 提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- ② 役員等調書及び照会承諾書（第2号様式）
- ③ 登記事項全部証明書

※提出期限から遡って3か月以内に発行されたもの（写し可）。

- ④ 次に掲げる、入札参加者の所在地区別の納税等証明書

所在地区分		税区分		納税等証明書
		税目	法人	
	市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）
	市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明
	市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明

- ⑤ 参加資格に係る申立書（第3号様式）
- ⑥ 暴力団排除に基づく誓約書（第4号様式）
- ⑦ 使用印鑑届（第5号様式）
- ⑧ 介護保険法における訪問看護事業所「指定通知書」（写し可）
- ⑨ 業務実績表（第6号様式）
- ⑩ 配置予定看護師調書（第7号様式）

### (2) 提出期限及び注意事項

令和8年2月6日（金）午後5時（必着）

- ① 「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかでの郵送または持参すること。
- ② 封筒の表面に「令和8年度久留米市医療的ケア児保育支援事業業務委託入札参加資格確認申請書在中」と朱書きし、（3）の提出先に提出すること。
- ③ 期限までに提出がなかった場合は、本入札への参加ができないものとする。なお、未達・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、本市は書類の受付は行わない。

### (3) 提出先：14事務局に示す

#### （4）入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を次により通知する。

- ① 通知方法：「入札参加資格確認通知書（第8号様式）」をFAXする（後日、原本を送付）。
- ② 通知時期：令和8年2月16日（月）

### 7 現地確認

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者に対して、次のとおり現地確認を行う。

- （1）確認日：令和8年2月18日（水）
- （2）場所：久留米市江南保育園
- （3）確認時間：「入札参加資格確認通知書」に記載する。

### 8 入札方法

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者のみ、入札に参加することができるものとする。（入札参加資格なしとされた者及び期限までに6（1）の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。）

- （1）提出書類：入札書（第9号様式）及び入札金額積算内訳書
- （2）提出期限：令和8年2月25日（水）午後5時必着
- （3）提出先：14事務局に示す。
- （4）郵送方法
  - ① 封筒表面に「令和8年度久留米市医療的ケア児保育支援事業業務入札書在中」と朱書きし、裏面に、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入すること。
  - ② 一般書留または簡易書留のいずれかで郵送すること。持参、電報、電子メール又はFAXによるものは認めない。

#### （5）入札に関する注意事項

- ① 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

- ② 入札書に記載する金額は、年間の金額（総額）とする。

入札金額は、入札金額積算内訳書に記入された「基本分経費」「加算分経費Ⅰ」「加算分経費Ⅱ」の合計金額とする。

ただし、いずれも入札金額積算内訳書に記載した上限額を上回ってはならないものとする。いずれか一つでも上回った場合、当該入札は無効とする。

## 9 開札

- (1) 日時：令和8年2月26日（木）午後2時00分
- (2) 場所：市役所 本庁舎16階会議室
- (3) 立会  
入札者から立会人を選出する。ただし、立会い可能な入札者がいないときには、本入札事務に関係のない市の職員を立ち会わせるものとする。
- (4) 落札者の決定方法  
予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。
- (5) 落札結果の通知  
開札後、落札者に通知するとともに、市ホームページで公表する。
- (6) 入札辞退  
入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに「入札辞退届」（第10号様式）にて届け出なければならない。
- (7) 契約締結日  
落札した者は、令和8年3月4日（水）までに契約締結の手続きを行うこと。

## 10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金  
入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。  
入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあっては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。
- (2) 契約保証金  
落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は減免する。

## 11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき

- (2) 入札金額が予定価格を超えるとき
- (3) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- (4) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- (5) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があって必要事項を確認できないとき
- (6) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- (7) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- (8) 法令又は入札に関する条件に違反したとき

## 12 経費及び遵守すべき事項

- (1) 提出資料作成並びに提出に要する費用はすべて申請者の負担とする。
- (2) 提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (3) 提出資料は返却しない。
- (4) 提出資料は、公平性、透明性、客観性を期すため「久留米市情報公開条例」等の関連規定に基づき公表することがある。
- (5) 提出資料作成のために本市から受領した資料等は、本市の了解なく公表又は使用することはできない。
- (6) 提出資料の内容について、本市より問い合わせを行う場合がある。

## 13 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 入札参加資格確認申請書をはじめ、本入札に係る一切の書類の作成に当たっては、消せるボールペンを使用しないこと。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (7) 落札者が、契約時までに入札条件を満たさなくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (8) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

14 問い合わせ先（事務局）

久留米市 子ども未来部 子ども保育課 担当：緒方

（久留米市庁舎16階）

〒830-8520

久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9025

FAX：0942-30-9718

Eメール：kodomo@city.kurume.lg.jp